

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○微生物・プリオン・自然毒—植物性自然毒

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、食品中のピロリジジナルカロイド(PA)類に関するFAQの更新情報を公表

公表日：2014年10月30日 情報源：ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)

http://www.bfr.bund.de/de/fragen_und_antworten_zu_pyrrolizidinalkaloiden_in_lebensmitteln-187302.html

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)は10月30日、食品中のピロリジジナルカロイド(PA)類に関する2013年のFAQ情報を更新した。主な内容は以下のとおり。

ある種の植物は、捕食者から自身を守るためにピロリジジナルカロイド(PA)を産生する。500種類以上のPAが6,000種以上の植物で見つかっている。キク科の仲間、ワスレナグサなどのムラサキ科、マメ科のほとんどがPAを含有しており、ヒトは高用量摂取で肝臓障害を引き起こす。

PA類は、植物由来の食品に含まれる場合があり、ハーブティー、シリアル類、サラダ、葉菜類及びハチミツなどから検出されている。

食品又は飼料に含まれるPA類について基準値の設定はない。BfRは、入手可能なデータに基づき、ハチミツ、茶及びハーブティーなどの食品に含まれるPA類に関して、急性及び慢性毒性に関連した予備評価を実施した。BfRが実施したハーブティーや茶類に含まれるPA類についての調査研究のデータは、現在欧州食品安全機関(EFSA)の調査研究及び2015年の食品モニタリングの枠組みの中で検証作業が行われている。

BfRは遺伝毒性及び発がん性を有するPA類の食事経由の総暴露量を最小限に抑えるべきと考える。しかしながら、ハチミツやハーブティーなどの茶の喫食及びそれに関連するPA摂取で、消費者が急性健康リスクを懸念する必要はない。しかし、これらの製品を長期かつ大量に喫食する場合の健康影響を最小限のものとするために、生産者や製造者はPA類の低減措置を講じる必要がある。保護者は小児にハーブティーなどの茶を与えないように、妊娠中や授乳中の女性はハーブティーなどの茶とその他の飲料をバランス良く飲む必要がある。

BfRは、特に1,2-不飽和ピロリジジナルカロイド類による有害影響を懸念する。この調査研究においては、17種類のPA類を同定する分析法が開発され、それを用いて200を超える検体の検査が実施された。

○関連情報(海外)

・欧州食品安全機関(EFSA):食品及び飼料中のピロリジジナルカロイドに関する科学的意見書(2011年)
CONTAMパネルは、1,2-不飽和PA類がヒトに対する遺伝毒性発がん物質として作用する可能性がある」と結論。PAの一種であるラシオカルピン(lasiocarpine)による雄ラット肝血管肉腫の誘発についてのBMDL₁₀(Benchmark dose lower confidence limit)70 µg/kg体重/日を用いて暴露マージン(MOE)を算出したところ、幼児の高摂取群において1200~>700万、また小児の高摂取群において3900~>700万となったことから、ハチミツ摂取量の多い幼児及び小児の健康に対する懸念を表明。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/2406.pdf>

・オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ):ピロリジジナルカロイドを含むハチミツに関するファクトシート(2011年)

シャゼンムラサキ(Paterson's Curse/Salvation Jane、ムラサキ科)の花由来ハチミツに汚染リスクがある。FSANZはヒトでの安全レベルを1 μ g/kg体重/日と設定。

<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/chemicals/patersonscurse/Pages/default.aspx>

○関連情報(国内)

・厚生労働省:シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品の取扱いについて(平成16年6月)
コンフリーは、過剰に摂取すると肝障害を引き起こすピロリジジナルカロイドを含むため、摂食しないよう注意勧告。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0614-2.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0618-2.html>

・食品安全委員会:シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品に係る食品健康影響評価(平成16年6月)

コンフリーを使用した健康食品等を摂取することによって健康被害が生じるおそれがある。また、コンフリー以外のピロリジジナルカロイドを含む食品は、日本において一般的に大量又は長期的に摂取する実態はないと考えられ、これらの食品を摂取することによるリスクはコンフリーに比べて低いと推測。引き続き摂取実態及びピロリジジナルカロイド含有等の関連情報の収集に努め、それらによって得られた知見に基づき適宜食品健康影響評価を行っていくことが適切。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20040324069>

・農林水産省:ピロリジジナルカロイド類分析用標準試薬の作製と分析法の検討(レギュラトリーサイエンスに係る試験研究、平成25年～26年)

ピロリジジナルカロイド類の標準試薬は、市販されているものは少ない又は入手困難であり、日本におけるピロリジジナルカロイド類の含有実態調査を行うことは現時点では困難な状況のため、実態調査に必要なピロリジジナルカロイド類の標準試薬を作成するとともに、分析法を検討。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/jisshi.html

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) をご覧下さい